

9月は「特定健診受診促進月間」です

年に一度は健診を受け
健康をチェックしましょう！

国民健康保険では、生活習慣病を早期に発見し健康を維持していくために特定健診を行っています。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診をし、健診の結果により本人に適した特定保健指導を行います。

◆対象者

坂東市国民健康保険に加入している方で40歳～74歳までの方

◆健診に必要なもの

- ① 特定健診受診券
- ② 被保険者証(保険証)
- ③ 負担金

40歳～69歳の方

1000円

70歳～74歳の方

500円

◆今後の特定健診

(「コミュニティ健診」の予定)

10月7日(月)から31日(木)にかけて、市内のコミュニティセンターなどで特定健診を行います。

詳細については、令和元年度保健事業予定表または広報坂東お知らせ版(9月19日号)をご確認ください。

特定健診には、保健センターや公民館などで受診する集団健診と医療機関で受診する個別健診があります。個別健診は市と契約している県内500以上の医療機関で受診することができます。

■お問合せ

保険年金課

☎0297(21)21807

10月から幼稚園・保育所・認定こども園などの
利用料無償化が始まります！

無償化の対象

- 3～5歳児
- 住民税非課税世帯の0～2歳児

幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化されます。



施設種別		3～5歳児	住民税非課税世帯の0～2歳児	手続き
幼稚園等	新制度に移行している(1号認定)	無償	—	不要
	新制度に移行していない	月額25,700円まで無償	—	要
	保育の必要性の認定を受けた子どもの預かり保育	月額11,300円まで無償	—	要
認定こども園・保育所等(2・3号認定)		無償 ※延長保育は無償化の対象外	無償	不要
保育の必要性の認定を受けた子どもの認可外保育施設等		月額37,000円まで無償	月額42,000円まで無償	要
障がい児通所施設		無償	—	不要

Q. 払っているものすべてが無償になりますか？

A. 給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは無償化の対象ではないため、保護者負担となります。

Q. 「保育の必要性の認定」を受けるには、何か手続きが必要ですか？

A. こども課へ申請書の提出が必要です。認定には、保育を必要とする事由(保護者および同居の家族が就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学など)の要件があります。

■お問合せ こども課 ☎ 0297(21)2191
社会福祉課(こども発達センター) ☎ 0280(88)0100